

### 国民公会議員の運命

遅塚, 忠躬 / CHIZUKA, Tadami

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1989-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011040>

## 国民公会議員の運命

遅塚 忠 躬

はじめに——革命とは何か

国民公会 (Convention nationale) は、一七九二年九月二〇日から一七九五年一〇月二六日までのフランスの一院制の議会であり、フランス革命の最盛期とも言うべきこの時期に、立法権のみならず行政権や司法権の一部をも行使して、革命の中枢的機能を果たした。国王の処刑、恐怖政治、そしてテルミドールなど、さまざまな激動がこの国民公会のもとで生じたことはよく知られている。本稿は、その国民公会の議員たち (延べ人数八九七名) が、この激動の過程で、またその後の政情の変化の中で、どのように生き、どのように死んだのかを簡単に整理したものである。彼らの運命をさぐることは、私にとって、単に個人的な興味をそそるにとどまるものではない。それは、革命とは何かという問題を考えるうえで一つの手がかりを与えてくれるように思われるのである。なぜその手がかりになると思われるのか、ここでは、その理由を、現在の革命史研究の状況に即して述べておきたい。

従来、フランス革命はブルジョワ革命であると言われて来たが、その通説に対するいわゆる「修正主義派」からの批判を一つの契機にして、今日、フランス革命はいかなる意味でブルジョワ革命であると言えるのか、さらには、そもそもブルジョワ革命とは何か、という問題があらためて提起されている。<sup>1)</sup> この問題について、さきに私は、フランス革命が一つ

のブルジョワ革命だと言えるのは、それが結果において、ブルジョワジーの利害に即して資本主義の発展に適合した社会を実現したからである、という見解を述べておいた。<sup>(2)</sup> この見解はそれ自体としては間違っていないと今でも私は考えているが、この見解は、直ちに次の二つの問題を惹起するであろう。その一つは、フランス革命はかえってその後のフランスにおける資本主義の発展を停滞させたのではないか、という問題である。この古くからの問題に関する最近の研究動向については、ルマルシャンによる詳細な検討が発表されているので、<sup>(3)</sup> ここでは立ち入らないことにする。もう一つの問題は、結果において資本主義の発展に適合した社会を実現した変革がブルジョワ革命であるとすれば、一九世紀のプロイセン・ドイツの改革や明治維新もまたブルジョワ革命だということになるが、それでよいのか、という問題である。周知のように、明治維新がブルジョワ革命であるか否かについては長い論争があり、また、ドイツについては、いわゆる「特殊な道 Sonderweg」をめぐる<sup>(4)</sup>、日本の場合と酷似した論争が展開されているようである。従って、この問題については、さらに立ち入った検討が必要であると思われる。

ある変革がブルジョワ革命であるか否かを判定する際に、その変革の担い手や経過からではなく、もっぱらその結果(所産)だけから判定するという方法は、ドイツの「特殊な道」を批判したブラックボーンとイリーの共著において採用されており、従って、彼らは、一九世紀のドイツの改革もまたブルジョワ革命の名に値するとしている。<sup>(5)</sup> 明治維新について、いわゆる「労農派」の論法がこれと同一であることは言うまでもない。<sup>(6)</sup> この点について、結論を先に言えば、私は次のように考えている。まず、ドイツの改革も明治維新も、結果において資本主義の発展に適合した社会を実現したという意味で、フランス革命(およびイギリス革命)と同じくブルジョワ的な変革であった。しかしながら、ひとしくブルジョワ的な変革(transformation)ではあっても、ドイツや日本の変革は上からの改革(reform)であり、イギリスやフランスの革命とは区別しようとするのは、その結果として成立するブルジョワ社会が、ひとしく資本主義社会ではあっても、その資本主義の歴史的性格を著しく異にするとと思われるからである。ここでは、その資本主義の歴史的性格の差異について立ち入ることはできない。だが、ここで生じて来る次の問題には簡単な検討を加えなければならないであろう。それは、革

命と改革とを区分する規準は何か、広く言えば、革命とは何か、という問題である。

革命とは何かという問題については近年でもなお検討が続けられているが、ここでは、その定義を論じるよりも、最近のあるシンポジウムでの私の経験を紹介することから始めたい。それは、一九八六年夏に、中部大学国際関係学部の主催で開かれたシンポジウム「アジアの近代化と社会変動」の第二部、総合討論「フランス革命と明治維新」に参加した経験である。<sup>(8)</sup>この総合討論において、河野健二氏は、明治維新とフランス革命とともに近代国家の成立に帰結したという意味でブルジョワ革命であると主張されたが、私は、明治維新は革命ではなくて改革であるという立場をとった。また、柴田三千雄氏は、一九世紀ドイツの変革は革命ではなくてブルジョワ革命の代替物であると主張されたが、木谷勤氏は、それを「上からの革命」であると主張された。従って、この討論では、革命とは何か、革命と改革とを区分する規準は何か、という点に論議が絞られたのである。この点について、柴田氏は、社会革命を伴うものが革命であると述べた。私は、断絶を伴うものが革命で、断絶の要素の乏しいものが改革であると述べた。このように私が極めて抽象的な指摘をするにとどまったのは、二つの理由による。その一つは、社会革命を伴うものだけを革命とすることに疑問があったからであり、もう一つは、革命とは何かを追究するためには私の全く不馴れた領域——たとえば「政治文化」や「心性」の領域——に立ち入らざるをえないと思われたからである。

まず、社会革命 social revolution について言えば、ここでもまた社会革命とは何かという問題が出て来てしまう。管見の範囲では、社会革命については二つの考え方がないように思われる。その一つは、マティエに代表されるものであり、彼は、ジョレスの『フランス革命の社会主義的歴史』への序文において次のように述べた。「ブルジョワジームは、フランス革命が一つの政治革命にすぎなかったと信じさせようと試みて来た。だが、今や、プロレタリアートは、それが一つの所有の革命 une Révolution de la propriété すなわち社会革命であったことを知るであらう」と。<sup>(9)</sup>もう一つは、スコッチポールに代表されるものであり、彼女は次のように述べている。「社会革命とは、ある社会の状態および階級構造の急速かつ根本的な変革で、しかも、下からの階級的蜂起 class-based revolts from below を伴いかつ部分的にその蜂起によって遂行された変革である」と。<sup>(10)</sup>マティエは所有のあり方の変革を重視し、スコッチポールは「下からの階

級的蜂起を重視しており、この二つは社会革命の指標としても重要であると言えよう。だが、このような社会革命に伴う（ないし社会革命の実質を備えた）変革だけを革命とするならば、一七世紀のイギリス革命は、所有のあり方を直接に変えたものではなさそうであり、また、下からの階級的蜂起によって媒介されたものでもなかったようであるから、革命の名に値しないことになるであらう。実際、スコッチポールの取り上げる社会革命にはイギリス革命は含まれておらず、また、ラスレットのイギリス革命抹殺論も社会革命の不在を一つの論拠にしている。しかしながら、私は、イギリス革命もまた一つの革命であったと考えており、従って、社会革命を伴うものだけを革命とすることに疑問を感じるのである。

次に、革命とは何かという問題の追究が「政治文化 political culture」や「心性 mentale」の領域にかかわらざるをえないことについて述べよう。これまで私は主として経済史の研究に従事し、フランス革命についてもいわば経済的決定論の立場をとって来た。<sup>(13)</sup>ところが、革命とは何かという、いわば究極の問題に直面して、この問題はどうかやら心性や文化の問題として考察されるべきであるらしいということに気付いた。その理由はこうである。明治維新および戦後改革を経た現在の日本の社会と、フランス革命やイギリス革命を経た西欧の現代社会との間にはいくつかの重大な差異があるように思われるが、その差異は、さきに触れた資本主義そのものの歴史的性格の差異に由来すると同時に、むしろそれ以上に、両者の文化や心性の差異に由来しているように思われるのであり、この点は、つい先ごろの天皇逝去前後の情況によっても痛感されたところである。そうだとすれば、ここから遡って、革命と改革とはどこが違うのかという意味で革命とは何かを問おうとする場合には、どうしても心性や文化の面からのアプローチが必要になるであらう。かつてルフェーヴルは「革命的行動とは精神の次元の問題である」と喝破したが、今日、ヴォヴェルらによって「革命的心性」が追究され、<sup>(15)</sup>また、国際的な規模で革命前後の「政治文化」が論じられているのも、革命を革命たらしめているゆえんのもが心性や文化の中に探られなければならないからである。<sup>(16)</sup>

それでは、心性や文化（さしあたり政治文化）の面から見て、革命と改革の差異はどこに求められるであらうか。その差異は、さきに触れたように、革命が心性や政治文化の面での断絶を伴うのに対して、改革はその面で断絶よりもむしろ

連続を伴うという点にあると思われる。断絶と言ひ連続と言ふも、もとより相対的に過ぎず、この分野に不馴れな私は多くの論拠を挙げるができない。ただ、国民公会議員の運命をここで取り上げたこととの関わりで、若干の所感を述べておきたい。

明治維新が心性や政治文化に多くの変化をもたらしたことは確かであろう。明治九年、東京に着任した直後のエルウィン・ベルツは、当時の日本が「途方もなく大きい文化革命」<sup>(17)</sup>の渦中にあると記した。しかしながら、今日から顧みて、維新や敗戦が日本人の心性や日本の政治文化に果たして断絶をもたらしたかどうか、私は大いに疑問とせざるをえない。この点について、一つの特徴的な事実は、維新および敗戦に際して旧体制の支配者の蒙った運命がイギリス革命やフランス革命の場合とは全く異なっていることである。一九四五年九月二八日、永井荷風は、天皇とマッカーサーとのあの会見について次のように記した。「我等は今日まで夢にだに日本の天子が米国の陣営に徹行して和を請ひ罪を謝するが如き事あり得べきを知らざりしなり、此を思へば幕府滅亡の際、將軍徳川慶喜の取り得たる態度は今日の陛下よりも遙に名誉ありしものならずや」<sup>(18)</sup>。まことに、維新の変革にもかかわらず、將軍慶喜は名誉を保ち得、大名小名ことごとく華族になりおせた。そして、荷風を驚かせた昭和の天皇の運命も、今日から顧みればさしたる激変を聞いたわけではなかった。ここに、日本の改革が、革命とは異なって、心性や政治文化の面での連続性を伴っていることの根源の一つがあるように思われる。

他方、フランス革命の場合、その前後に連続の要素が多々あることは周知のところである。しかしながら、私は、連続の創始者トクヴィル自身が次のように述べていることをむしろ重視したい。「一七八九年に、フランス人たちは、それまでどんな国民も試みたことがなかったほどの努力を傾けて、みずからの運命をいわば一刀両断してしまおうとし、従来のみずからのあり方と爾後のみずからの望むあり方とを截然と区切ろうとした。この目的に向かつて、彼らは、自分たちの新しい状態の中に過去からは何物をも持ち込まずまいとあらゆる注意を払い、自分たちの父祖とは全く違った人間になるためにあらゆる犠牲を惜しまなかった」<sup>(19)</sup>。トクヴィルは、この意図が結局は成功しなかったとして連続説を主張するのであるが、日本の場合との比較において重要なのは、断絶の意図の成否ではなくて存否（ないし強弱）である。強烈な断絶の

意図の存在は、心性に多大な影響を及ぼすだろうからである。従って、私は、革命の一〇年は人間を変えたと強調するヴォヴェルの説<sup>(20)</sup>に共感を覚える。そして、このような断絶の意図の存在は、政治文化にも大きな変化を与えるに違いない。かつて私は、革命期のノルマンディの一村落の村庁議事録を検討したとき、戸数約三五〇のこの村落において、一七八九年三月の全国三部會議員選挙のための集會に出席した者が一九名にすぎなかったのに対して、革命期に開催された各種の住民集會の出席者数が、九一年一月には六〇名、九二年一月には八〇名、九三年三月には八五名、そして九三年二月には一九六名と増加するのを見た<sup>(21)</sup>。革命は、草の根の政治文化をも変えたのである。

フランス革命が、日本の改革の場合とは異なつて、心性や政治文化の面での断絶を伴っていることは、旧体制の支配者の運命と無縁ではあるまい。けだし、革命は、国王を処刑することによって過去との妥協の道を閉ざしたのだからである。国王処刑の前日、国民公會議員ルバは次のように書いた。「今やわれわれは投げ出された。われわれの背後の道は断たれた *les chemins sont rompus derriere nous*。好むと好まざるとにかかわらず前進しなければならぬ。今こそ、自由に生きるかそれとも死ぬか、と言うべきときである<sup>(22)</sup>。こう書いたルバ自身、それから一年半ののち、テルミドールに自殺を余儀なくされる。革命は、国王を処刑しただけではなく、国王の処刑を決定した国民公會議員たちにもその責任をとらせた。およそ革命の時期ほど、公人一人ひとりがその言動の責任を追及されるときはあるまい。改革を以て革命に代位した戦前の日本が（そしておそらくは戦後の日本もまた）、老成たる「無責任の体系<sup>(23)</sup>」を生み出したとするならば、革命は、公人がその責任を文字通りみずからの血で贖うことを不可避ならしめた。革命による断絶は、その断絶の責任の明確化によって完成され、それは以後の国民の心性と政治文化とに測り知れざる影響を与えるであらう。

最初に私は、国民公會議員の運命をさぐるものが革命とは何かという問題を考えるうえで一つの手がかりを与えるであらうと記した。その理由は、ほぼ以上に述べた如くである。序論に多くの紙数を費したわれわれは、さっそく本論に移ることにしよう。

## 一 公会議員の人数と党派別構成

一七九二年八月一〇日の蜂起によって立憲王政が事実上崩壊したのち、新しい憲法を作成する任務を託された国民公会（以下、公会と略記する）の議員の選挙が行われた。この選挙では、二一歳以上の成年男子で、一年以上同一地に居住し、独立の生計を営む者（住み込みの下男 *domestique* を除く）はすべて選挙権を与えられたから、これは、フランス史上最初の普通選挙（ただし間接選挙）であった。<sup>(24)</sup> 被選挙権は、以上の資格に加えて二五歳以上とされ、最年少の議員サン・ジュストは辛うじて二五歳になったばかりであった。選挙は九二年八月末から九月初にかけて行われたが、投票率は低く、全体として有権者の一割ほどにとどまったとされる。<sup>(25)</sup>

公会議員の定数は七四九名であったが、その他に、相当数の補欠議員 *suppléants* が選出されていた。それは、議員の死亡などによって欠員が生じたときに補欠選挙を行うのではなく、あらかじめ補欠議員を選出しておいて、そこから欠員のうち三名が会期中に欠員になった（病死・辞職・刑死それぞれ一名）とき、補欠議員三名が順次に正議員として公会に席を占めた。<sup>(26)</sup> 従って、会期中で補欠議員から正議員になった者を加えた公会議員の人数は、議員定数をかなり上回ることになる。さらに、会期中中に植民地および新領土から新たに選出された新議員を加えなければならない。これらすべてを加えた公会議員の総数、つまり、九二年九月二〇日から九五年一〇月二六日までの公会の会期中に一度でも正議員として公会に席を占めた者の総数（以下ではこれを延べ人数と記す）は、八九七名に達する（その内訳は後述）。<sup>(28)</sup> この八九七名の公会議員 *Conventionnels* については、クチンスキーの詳細な人名辞典があり、<sup>(27)</sup> また、パトリックの研究と、<sup>(28)</sup> 最近発表されたデュールヴーの簡便な論文とがある。以下の記述は主としてこの三点に依拠しており、煩を避けて細部の註記は省略することにした。

九二年九月二〇日に公会が開会したとき、議員定数は七四九名であったが、その定数は、本来の正議員七〇七名と、補欠議員から正議員になった者四二名とで構成されていた。開会までのうちに四二名もの補欠議員の正議員への昇格が必要

とされたのは、次の二つの理由による。その一つは、本来の正議員として選出されながら議員になることを辞退した者が一九名あったことであり、もう一つは、同一人が複数の県で正議員に選出された者（多重当選者）が十数名おり、その結果として、二三名分の欠員が生じたことである。つまり、このときの選挙は選挙区（県）ごとの立候補者を対象にするものではなかったから、一方で辞退者が出るとともに、他方で多重当選者が出たのである。辞退者一九名のなかには、イギリスの著名な化学者プリーストリーや、『ポールとヴィルジニー』で有名な作家サン・ピエールなどのほか、当時の内務大臣ロランも含まれていた。ちなみに、ロランは、その妻とともにジロンド派の領袖であり、妻の刑死を知って自殺した。多重当選者は、いわば全国的に名の知られた者であるから、その多くは苦難の道を歩んだ。すなわち、処刑された者が五名（ブリッソとカラはジロンド派として、エロー・ド・セシェルはダントントン派として、ドイツ生まれのアナカルシス・クロイツはエベール派として、ロベスピエールはテルミドルに）、自殺した者が一名（ジロンド派のコンドルセ）である。多重当選者の中には、『人間の権利』の著者トマス・ペインや、『第三身分とは何か』で著名なシエイエスも含まれていた。ペインがフランスで投獄されアメリカでもついに容れられなかったこと、これに反して、シエイエスが革命の激動を巧妙にくぐり抜けて長い政治生命を保ったことは、わが国でもよく知られているよう<sup>(3)</sup>。そのシエイエスでさえも、国王の処刑に賛成したが故に、復古王政期には国王弑逆者として亡命を余儀なくされたのである<sup>(3)</sup>。

こうして、開会までのうちに、四二名の補欠議員が正議員に昇格していたが、その後も、議員の死亡・辞職・逮捕などによって、補欠議員の昇格が続き、九五年一〇月二六日に公会が解散するまでの間に、新たに一一六名の補欠議員が正議員になった（開会までに昇格した四二名を含まない）。さらに、会期中に、海外植民地から新たに選出された新議員が一七名、併合された新領土（新設三県）から選出された新議員が一五名であった。従って、公会議員の延べ人数は、開会当初の議員定数七四九名に、その後の昇格者一一六名と新議員三二名とを加えて、八九七名になる。

さて、国民公会の内部でいわゆるジロンド派と山岳派の対立が激化したことはよく知られているが、公会議員の党派別構成を算定することは大変に困難である。なぜなら、ジロンド派も山岳派も、またその中間のいわゆる平原派（沼沢派）も、今日の政党の如き組織的集団ではなくて、ごくゆるやかなグループにすぎないからである。オーラール以来、何人か

の歴史家が、重要事項の採決に際しての各議員の態度を規準にして、各党派別の議員数を算定しようと試みている。公会では、重要事項については、無記名投票ではなく、指名点呼による投票 *vote par appel nominal* が行われたから、各議員の態度は明瞭なのである。しかし、それらの歴史家の算定結果にはかなりの開きがあり、今日の通説と言えるものがあるわけではない。従って、ここでは、代表的な算定結果を紹介するにとどめたい。まず、ジロンド派議員数は、パトリックによれば一七八名、オーラルルによれば一六五名、ショームエによれば一三七名、である<sup>(33)</sup>。次に、山岳派議員数は、パトリックによれば三〇二名、ブリュネルによれば二六七名、である<sup>(34)</sup>。また、中間の平原派については、パトリックは約二五〇名としている<sup>(35)</sup>。

## 二 開会から解散までの間の公会議員の運命

定数七四九名を以て開会した公会が最初に逢着した大問題は、国王の裁判であった。八月一〇日の蜂起の直後に王権は停止され、九月二日からフランスは共和制になっていた。公会は、一月に、通常の裁判所ではなく公会自身が国王（正式にはもと国王ルイ・カペ）の裁判を行うことを決定し、一二月から裁判が始まった。九三年一月一五日から判決に関する投票が始まり、まず、ルイは、「自由に対する陰謀と国家の安寧に対する侵害」<sup>(36)</sup>のかどで有罪とされた（若干の棄権を除く全員一致）。次いで、判決を人民投票にかけることが否決され、最後に、一月一六日の夜八時から、ルイにいかなる刑を課すかについての指名点呼による投票が始まり、翌一七日の夜八時に投票が終った。このときの議長（ヴェルニョー）による集計は翌一八日に訂正されて、最終結果は次のように報告された。すなわち、議員定数七四九名、欠席者二三名（うち公務出張中が一五、病気が七、無届が一）、棄権者五名、従って、投票者総数七二二名、うち、死刑賛成が三七七名、その他（監禁等）が三三四名、である<sup>(38)</sup>。なお、この過程で死刑の執行を延期すべきであるか否かが問題になったため、一月一九日に執行延期の可否が問われ、三八〇対三一〇で延期は否決された<sup>(39)</sup>。ルイの処刑は翌々二日に執行された。

国王の死刑が決定された一月一六・一七日の投票について、私はとくに次の点に注意しておきたいと思う。それは、僅

か五名の棄権者と一名の無届欠席者とを除いて、公会議員のほとんど全員が、順次に立って、この決定的な問題に関するみずからの意見をみずからの責任において堂々と述べたということである。死刑に賛成するにせよ反対するにせよ、この日の一言が自分の生命にかかわるのであることを、公会議員はいずれも熟知していたはずである。現に、一月二〇日には死刑に賛成したル・ペルティエが暗殺されている。そして間もなく、死刑賛成者にも反対者にも、苛酷な運命が待ち受けることになるであろう。

公会の開会からこの一月一七日までの約四カ月間に、議員の異動は二名であった(病死・辞職各一名、いずれも補欠議員によって補充)。だが、これ以降、議員の異動が次第に増加する。九三年一月二七日から九五年一〇月二六日の公会解散時までの議員の異動を整理すれば、ほぼ次のようである。<sup>(40)</sup>

A 減少数、三一六名、その内訳は、

- 1 刑死 五八名(うち三名は辞職後)
- 2 自殺 一五名(うち一名は辞職後)
- 3 暗殺 四名
- 4 その他の死亡(含獄死) 二七名
- 5 辞職(前記四名を含まず) 三二名
- 6 理由不詳の長期欠席 八名
- 7 外国で投獄<sup>(41)</sup> 五名
- 8 逮捕または告発(逃亡) 一六七名

B 増加数、二四八名、その内訳は、

- 1 補欠議員から昇格 一一四名
- 2 植民地・新設県からの新議員 三二名
- 3 逮捕や告発から復帰 一〇二名

従って、解散時には、七四九名から三一六名を減じ二四八名を加えた六八一名が公会議員であった。以下、Aの内訳について簡単に説明を加えよう。

断頭台<sup>ギロチン</sup>で処刑された五八名のうち、最も多いのはジロンド派の三五名（ブリッソ、ガデ、ヴェルニョー、バルバールなど）であり、その他に、エベール派が二名（クローツとシモン、処刑されたエベール自身は議員ではない）、ダントン派が九名（ダントン、デムーラン、エロー・ド・セジェルなど）、「穏和派<sup>モデラテ</sup>」とされた者が三名（王族フィリップ・エガリテなど）、以上四九名がいれば恐怖政治の犠牲者である。処刑された五八名のうちの残る九名は、テルミドールから公会解散までに処刑された者であり、まずテルミドール一〇日に処刑されたロベスピエール派が四名（ロベスピエール兄弟、サン・ジュスト、クートン）、次いで「テロリスト」が二名（カリエとルボン）、そして、九五年五月に発生した最後のパリの民衆蜂起<sup>12</sup>に連座した「最後の山岳派」または「ブレリアルの殉難者」が三名、である。次に、自殺した一五名のうち、ジロンド派は六名（コンドルセ、ペティオン、ビュゾなど）、ロベスピエール派は一名（ルバ）、「最後の山岳派」が五名、その他（王党派に捕えられて獄中で自殺した者など）が三名、である。暗殺された四名は、さきに触れたル・ペルティエと、有名なマラーと、民衆に殺された二名（うち一名はジロンド派）とである。以上のようなAの1から3までの合計七七名にAの4のなかの獄死者などを加えれば、公会解散までのうちに政治上の理由で非業の死をとげた議員は八〇名を上回ると言ってもよい。その約八〇名のうち、テルミドール以前に恐怖政治の犠牲になった者は約五六名、つまり七割を占めている。だが、恐怖政治と国王処刑とを推進した者に対する責任の追及は、公会の解散を以て終ったのではない。その点は次節で触れることにしよう。

さて、さきに記したように、公会が解散した時点での議員数は六八一名であった。だが、その他に、議席を失った旧議員で生存している者がたくさんいた。その生存旧議員の人数は、まず、九三年一月一七日以前に辞職していた者が一名、次に、Aの5と6と7の合計が四五名、そして、Aの8からBの3を減じたものが六五名で、合計一一一名になる。従って、公会解散時にもかくも生存していた現議員と旧議員の総数は七九二名である。そして、公会議員の延べ人数は、前節で記したように八九七名である。ここから、解散時における公会議員の生存率を算出してみれば、七九二を八九七で除

して、約八八%となる。逆に言えば、三年あまりの公会会期中の議員の死亡率は約一二%である。この死亡率の中には普通の病死も含まれている。だが、病死者の多くが投獄や心身の苦勞によって生命を縮めたのであるとすれば、彼らをここで刑死者等と同列に扱うのもあながち不当ではないであろう。いずれにせよ、この激動の三年間における議員の死亡率一二%、あるいはその生存率八八%を、われわれはどのように評価すべきであろうか。私は、他の革命の場合との比較のためにこの素材を提示するにとどめよう。

もう一つ、ここで提示しておきたい数字がある。それは、この激動の三年あまりの期間を通じて中断なく議席を占め続けた者の割合である。九二年九月二〇日の開会時の議員定数は七四九名であった。そこから、九三年一月一七日までに二名が議席を失い、さらに、その日から解散時まで三一六名が議席を失った（前記A）。従って、中断なく議席を占め続けた者は、七四九から三一八を減じた四三一名であり、その開会時議員数に対する割合は、五七・五%である。この数字から、議員の過半は激動をかくぐって巧妙に身を処したと言うべきか、逆に、議員の四割以上がみずからの信念のために身を危険にさらすことをいとわなかったと言うべきか、これまた私は素材を提示するにとどめる。

### 三 解散後の公会議員の運命

さきに記したように、国民公会が解散したとき、生存していた現議員と旧議員の総数（つまり公会議員経験者で生存している者の総数）は、七九二名であった。デュールヴーの調査によれば、この七九二名のうち、死亡状況の不明な者が一五名で、残りの七七七名については死亡状況が確認できるといふ。<sup>(43)</sup>最後に死んだ公会議員はチポードで、その死は一八五四年三月九日であった。だが、われわれは、この長期にわたる公会議員たちの死亡状況を詳細にたどろうとは思わない。ここでは、まず、ナポレオン時代が終るまでの時期について、政治上の問題で非業の死をとげた人々の状況を述べ、次いで、王政復古が公会議員たちの運命に与えた影響を略記することにした。

ナポレオンの第一帝政の末期までに、確実に政治的な非業の死をとげたのは以下のケースである。処刑された者が三名、流刑地で死んだ者が五名、内乱で殺された者が二名、自殺者が二名、合計一二名である。まず、処刑された三名は、

いずれも九六年九月に発生したグルネル兵營事件に連座した旧山岳派議員である。この事件は、バブーフの陰謀が挫折した直後に、反乱を起こすと噂されたパリのグルネル兵營の兵士たちと合流しようとして集結した革命分子たちが、苛酷に鎮圧された事件であり、このとき逮捕された旧山岳派議員三名が銃殺されたのである。次に、流刑地で死んだ五名のうち、コロ・デルボワとビヨ・ヴァレンヌは、ともに恐怖政治期の公安委員会のメンバーであったため、テルミドール後の右派の圧力によって九五年三月に逮捕され、同年四月のジェルミナル蜂起のうちに南米ギアナに流された<sup>(45)</sup>。流刑地で死んだ残りの三名は、九七年九月のフリュクテドールのクーデタの後に同じくギアナに流された人々である。また、内乱で殺された二名というのは、いずれも、フランス西部のシューアン（ふくろう党）の反革命内乱の渦中で反革命派によって殺されたのである。そして、政治的な理由による自殺者二名は、いずれも熱烈な共和主義者で、一八〇四年に帝政が樹立されたときに絶望して自殺したのであった。

以上の一二名に加えて、オーストリア兵に殺された二名も、政治的な非業の死に属すると言えよう。その二人は、カンポ・フォルミオ和約の後にライン左岸の帰属に関して開かれたラシュタット会談におけるフランス全権団のメンバーであったが、会談が決裂したのち、九九年四月二八日に、オーストリア兵によって殺害された。ソブールによれば、この殺害事件は、「革命的国民に対する専制的ヨーロッパの戦争」という戦争の性格を浮き彫りにしたものである、という<sup>(46)</sup>。他方、長期にわたる戦争は、公会議員の従軍と戦死をもたらした。九八年のアプキール湾の海戦から一八二二年のロシア遠征の敗退に至るまで、四名の公会議員が戦場で死んだ。だが、これは政治的な死とは言えない。

第一帝政が崩壊して王政復古になったとき、それまで生き延びて来た公会議員、とくに、九三年に国王の処刑に賛成した「国王弑逆者 *regicides*」は、ボナパルト派とともに、苛烈な復讐の危険にさらされた。「白色テロ」の横行は深刻な社会不安をもたらした。一八一六年一月一二日に大赦令が發布されたが、これによって、ナポレオンに協力した国王弑逆者たちは、死を免れた代りに、フランスから永久に追放されることになった。その結果、一七八名の公会議員が、ベルギーをはじめとして欧州各地に流れて行った。彼らのうちの百余名は、のちに許されて、あるいは七月革命まで生き延びて、フランスに帰ることを得た。だが、七一名は、空しく異郷の土となった。あの「変節の政治家」ジョゼフ・フーシェ

が、一八二〇年に、流浪の果てにトリエステで死んだことはよく知られていよう。ラザール・カルノーも、画家ダヴィッドも、ついにフランスに帰ることはできなかった。

最後に、山岳派独裁期ないし恐怖政治期の国民公会の活動の中心になった公安委員会のメンバーがどのようなかたちで死を迎えたかを、簡単にまとめておこう。<sup>(47)</sup> 公安委員会 *Comité de salut public* は、国民公会内の常設委員会として九年四月六日に設置された。そのメンバーは、初めのうちはしばしば交替したが、九三年七月二七日にロベスピエールが加わって以後はあまり交替せず、九三年九月二〇日以後は一二名に固定された。<sup>(48)</sup> その強大な権限のゆえに世に「大公安委員会」とも呼ばれたこの委員会の一二名は、ほぼ次のような最期をとげたのである。

最初に死んだのは、ダントン派として九四年四月に処刑されたエロー・ド・セシュルである。次に、テルミドールの反動によって、ロベスピエールとクートトンとサン・ジュストが処刑された。次いで、コロ・デルボワとビヨ・ヴァレンヌがギアナに流刑にされ、前者は間もなく九六年に死に、後者は一八一九年にサン・ドマングで死んだ。ジャンボン・サン・タンドレは、ナポレオンに用いられてマインツに派遣され、そこで一八一三年に死んだ。カルノーとブリュール・ド・ラ・マルヌとバレールは一八一六年に追放された。その三人のうち、カルノーはマグデブルクで一八二三年に死に、ブリュールはブリュッセルで一八二七年に窮乏のうちに死んだが、バレールは、一八三〇年の七月革命で帰国することをえて、一八四一年に八五歳で死んだ。結局、追放を免れたのは、ロベール・ランデと、プリュール・ド・ラ・コート・ドールの二人であった。前者は一八二五年にパリで、後者は一八三二年にディジョンで、それぞれ安らかな死を迎えた。

### おわりに

こうして、延べ人数八九七名の公会議員はそれぞれの死に方をした。デュールヴーは、死亡状況の判明している約八八〇名のうち、政治的な非業の死をとげた者が約九五名であるとまとめている。<sup>(49)</sup> この九五名というのは、さきに第二節で見たように、公会解散までのうちに政治的な理由で死んだ約八〇名と、第三節で見たように、公会解散から第一帝政末までに政治的な死をとげた一四名とを合計したものと言ってよい。八八〇名のうちの九五名、つまり約一％が、全公会議員

のうちの政治的な非業の死者である。さらに、一八一六年に追放されたまま異郷で死んだ七一一名をここに加えるならば、この比率は約一九％になるであろう。それを多いと見るか少ないと見るかは、さしあたり本稿の課題ではない。

本稿は、一九八八年の法政大学史学会での公開講演に加筆したものであり、はじめに記したように、革命とは何かという問題を考えるうえで一つの素材を提供することだけをめざしたものである。加筆を始めたときには、イギリス革命における国王弑逆者の運命との比較も試みたいと思ひ、今井宏氏から懇切な御教示も載いたのであるが、私の怠慢のために本稿ではその御教示を生かすことができなかった。記して今井氏にお礼とお詫びを申し上げたく、また、公開講演の機会を与えられた法政大学史学会の関係各位に厚くお礼を申し上げます。

## 註

- (1) 柴田三千雄「フランス革命とブルジョワジー」、柴田・成瀬編『近代史における政治と思想』所収、山川出版社、一九七七年。ヴォヴェル、拙訳「フランス革命史研究の現状——革命二〇〇周年を前にして——」、『土地制度史学』一一七、一九八七年。なお、注意すべきは、フランス革命がブルジョワ革命であることを否定する論者のほとんどすべてが、同時に、ブルジョワ革命概念そのものを否定していることである(その端的な例は、F. Furet, *Penser la Révolution française*, 1978, pp. 153-161)。従って、フランス革命がブルジョワ革命であることを論証しようとする論者は、同時に、ブルジョワ革命とは何かという問いに答えなければならぬ。
- (2) 拙著『ロベスピエールとドリヴィエ』、東京大学出版会、一九八六年、二五七—二五八、三二五頁。
- (3) G. Lamarchant, *Du féodalisme au capitalisme: à propos des conséquences de la Révolution sur l'évolution de l'économie française, Annales historiques de la Révolution française*, No. 272, 1988.
- (4) 松本彰『ドイツの特殊な道』論争と比較史の方法』、『歴史学研究』五四三、一九八五年。柳沢治「最近の欧米におけるブルジョワ革命論——ドイツ社会史の特殊性をめぐる論争との関連で——」、『西洋史研究』一七、一九八八年。
- (5) 望田幸男訳『現代歴史叙述の神話——ドイツとイギリス』、晃洋書房、一九八三年、三六一—三七頁。
- (6) 例えば、梶西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立』1、東京大学出版会、一九五五年、二〇八、二四六頁。
- (7) 歴史社会学でしばしば用いられる革命の定義としては、ハンチントン、内山秀夫訳『変革期社会の政治秩序』下、サイマル出版会、一九八三年、一七—一八頁。

- 版会'一九七二年'二八一頁。ほか'Ch. Johnson, *Revolutionary Change*, 2nd Ed., 1982; D. Close & C. Bridge (Ed.), *Revolution: A History of the Idea*, 1985. ほか'フランス革命史家のための辞書' A. Soboul, *Qu'est-ce que la Révolution?* in: Id., *La Révolution française*, nouvelle éd. du *Précis d'hist. de la Rév. fr.*, 1982, pp. 533 ff.
- (8) この総合討論の記録は'河野健三編『近代革命とソビエト』名古屋大学出版会'一九八七年'に収められている。
- (9) J. Jaures, *Histoire socialiste de la Révolution française*, Edition revue par A. Mathiez, 2<sup>e</sup> éd., 1927, p. 7.
- (10) Th. Skocpol, *States and Social Revolutions, a Comparative Analysis of France, Russia, and China*, 1979, p. 4.
- (11) スコッチポールによれば'イギリス革命は'日本の明治維新と同様に'社会革命ではなくて政治革命であるという。 *Ibid.*, p. 294.
- (12) P. Laslett, *The World We Have Lost*, 3rd Ed., 1983, p. 183. 川北稔・指昭博・山本正訳『われら失った世界』三嶺書房'一九八六年'二四六頁以下。
- (13) 前掲拙著を素材にした西洋史研究会一九八七年度大会における討論の記録'『西洋史研究』一七'一九八八年'一八〇頁。
- (14) G. Lefebvre, *Quatre-Vingt-Neuf*, 1939, nouvelle éd., 1970, p. 235. 高橋幸一郎・柴田三千雄・遅塚忠躬訳『一七八九年——フランス革命序論』岩波書店'一九七五年'二一九九頁。
- (15) M. Vovelle, *La Mentalité révolutionnaire*, 1985.
- (16) *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture*, Vol. 1, ed. by K. M. Baker, Vol. 2, ed. by C. Lucas, 1987-1988.
- (17) トク・ヘルツ編'菅沼竜太郎訳『ヘルツの日記』上'岩波文庫'一九七九年'四五頁。ヘルツがある人に日本の歴史について質問したとき'その人は'「われわれには歴史はありません、われわれの歴史は今からやっと始まるのです」と断言したという(同上書'四七頁)。明治維新は'この程度まで革命的であった。
- (18) 『荷風全集』第二四卷'岩波書店'一九六四年'八三頁。
- (19) A. de Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution*, 1856, in: Id., *Oeuvres complètes*, t. II, 1952, p. 69.
- (20) ヴォヴェル'立川孝一訳『フランス革命における心性の変化』『思想』七六九'一九八八年。
- (21) 拙稿『フランス革命期における農民層の分解と農民諸階層の対抗関係』岡田与好編『近代革命の研究』上巻所収、東京大学出版会'一九七三年'一六四—一六五'一八七頁。

- (22) Cit. par A. Soboul, *La Révolution française*, 1982, p. 274.
- (23) 丸山真男『現代政治の思想と行動』初版上巻、未來社、一九五六年、一二三頁。
- (24) J. Godechot, *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 2<sup>e</sup> éd., 1968, p. 274.
- (25) 前川貞次郎「フランス革命における独裁機構」猪木正道編『独裁の研究』所収、創文社、一九五七年、一四三—一四四頁。
- (26) R. Legrand, *La Révolution dans la Somme, Conventionnels, Jacobins et soldats*, 1988, pp. 107 ff.
- (27) A. Kuscinski, *Dictionnaire des Conventionnels*, 4 fascicules, 1916-1919.
- (28) A. Patrick, *The Men of the First French Republic, Political Alignments in the National Convention of 1792*, 1972.
- (29) A. de Dieuleveult, *Mort des Conventionnels, Annales historiques de la Révolution française*, No. 251, 1983. なお、邦語では「公會議員以外の人物をも含めた研究ないし略伝として、以下のものがある。樋口謙一「フランス革命の政治家たち」、『京都大学人文科学研究所創立二十五周年記念論文集』、一九五四年。桑原武夫編『フランス革命の指導者』上・下、創元社、一九五六年。同編『フランス革命の研究』、岩波書店、一九五九年、附録人物略伝。
- (30) 多重当選者の人数と、それぞれが何重に(何県で)当選したかについては、ハトリック(pp. 178-179)とデハールヴァー(p. 157)との間に齟齬があるので、確定できない。
- (31) 小松春雄『評伝トマス・ペイン』、中央大学出版部、一九八六年。浦田一郎『シエースの憲法思想』、勁草書房、一九八七年。
- (32) シエイエスは、一八三〇年の七月革命によってパリに戻る事ができ、一八三六年に八八歳で死んだ。革命のもつらとあだ名されたシエイエスにも、一人だけ怖い人物がいたらしい。最晩年に呆けてしまった彼は、召使いに、「もしもロンスピエールちゃんが出来なかったら、私は家に居ないと書いておくれ」と命じたという。Kuscinski, *op. cit.*, p. 568; J.M. Thompson, *Leaders of the French Revolution*, 1929, p. 14.
- (33) Patrick, *op. cit.*, pp. 14-17; A. Aulard, *Histoire politique de la Révolution française*, 1901, pp. 393-394; J. Chaurmieu, *Les Girondins*, in: *Actes du colloque Girondins et Montagnards*, 1980, pp. 53-54.
- (34) Patrick, *op. cit.*, pp. 17-26; F. Brunel, *Les Députés montagnards*, in: *Actes du colloque*, pp. 346-358. ハトリックは、ハトリックとの相違点を明示してゐる。
- (35) Patrick, *op. cit.*, pp. 26-30.

- (36) *Réimpression de l'ancien Moniteur*, t. 15, 1847, p. 159. なお、ルイの罪状についてのこの表現は、討議の過程で若干の差があり、投票終了後の議長の結果では、「かくて国民公会は、ルイ・カペが、自由に対する侵害と国家の安寧に対する陰謀とのかどにより、有罪であると宣言する」となっている。*Ibid.*, p. 161.
- (37) この票決における賛否の票数については、モニトゥールでは、反対四二四、賛成二八三となつてゐるが (p. 173)、『パトリックは四二五対二八六と算えており (p. 93)』、『ソブールは四二六対二七八と記しており (op. cit., p. 273)』。その相違の理由はさしあたり明らかでない。
- (38) *Moniteur*, p. 235.
- (39) *Ibid.*, p. 254.
- (40) *Dieuleveult*, art. cit., p. 158.
- (41) この五名は、九三年春に前線に派遣されていたが、デュムリエの裏切りによってオーストリア軍に引き渡されて投獄されたのである。
- (42) 柴田三千雄『パブローフの陰謀』、岩波書店、一九六八年、一〇一—一〇三頁。
- (43) *Dieuleveult*, art. cit., pp. 161-163.
- (44) 柴田三千雄、前掲書、二一八—二二二頁。
- (45) 辰野隆氏は、その『フランス革命夜話』、朝日新聞社、一九六〇年、において、ナポレオンの恩赦を受けることをいさぎよしとせず、に流刑のままに死んだビヨ・ヴァレンヌを、「徹底的なテロリストとして終始した」一種の「傑物」として描いている (二一—四頁)。ただし、辰野氏が、ビヨ・ヴァレンヌの流刑地を「南洋のタヒチ島方面」と記しているのは明らかでない。また、「彼の妻はさびしい生活にあきまぎして、パリの空が恋しくなった。そこで夫と離婚して都に帰ってしまったんです。ところがパリで暮しているうちに、彼女はようやく夫を捨てた軽拳を悔むようになった。で、よりをもどそうとして、再び一緒になつてもらいたいと嘆願したのですが、……」と述べているのも甚だ疑わしい。彼とその妻とのいきさつについては、Kuscinski, *op. cit.*, p. 57.
- (46) Soboul, *op. cit.*, p. 489.
- (47) Cf., R. K. Palmer, *Twelve Who Ruled*, 1941, pp. 388-396.
- (48) 公安委員会のメンバーの異動については、J. Massin, *Almanach de la Révolution française*, 1963, pp. 332-333.
- (49) *Dieuleveult*, art. cit., p. 164.